

横浜特別自治市大綱素案（骨子）

平成 24 年 6 月

横浜市

目 次

横浜特別自治市大綱素案（骨子）	1
第1 趣旨	1
第2 特別自治市制度創設が求められる背景・必要性	1
第3 横浜特別自治市制度の骨子	2
第4 特別自治市移行に向けた手続等	3
第5 特別自治市制度創設までの間の取組	3
参考資料	4

第1 趣旨

横浜市にふさわしい大都市制度である特別自治市制度について、国等に制度創設の要請、提案を行うため、本素案を基に、今後市会と議論を重ね、併せて市民、県、県内市町村、経済団体等の意見も参考に、横浜特別自治市大綱を策定する。

第2 特別自治市制度創設が求められる背景・必要性

今後、横浜市では人口減少、高齢化の急速な進展が予測されている。高齢化は大都市部において、より深刻な状況になることが予測されており、それに伴う老人福祉費の伸び率も大都市部で急増することなどへの対応が求められる。また、横浜市は市民税に占める個人市民税の割合が非常に高いことなど、人口減少は他の指定都市に比べ、横浜市の税収に影響を与える可能性がある。【図1～5参照】

- 横浜市では高度成長・安定成長期の人口急増に対応するため、多くの公共施設を整備しており、今後、下水道、道路、水道、学校、公園といった都市機能を維持するために必要な施設が老朽化に伴う機能更新時期を次々と迎える。【図6、7参照】

一方、アジアなどの諸外国が大都市を拠点として著しい発展を遂げているなか、我が国の国際競争力は低迷し、存在感や影響力は一層低下している。横浜市のような大都市には、これまで以上に我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務がある。【表1、図8参照】

現行の指定都市制度では、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けがされていない。横浜市が大都市の役割に見合った権限と財源を持つことで国際競争力が高まり、経済の活性化とともに福祉、防災など市民生活の安心を実現するための施策を充実させることができるようになると思われる。

- 横浜市が大都市としての行政課題を解決し、さらに経済成長拠点としての役割を担っていくためには、指定都市制度の抜本的な見直しが必要である。

第3 横浜特別自治市制度の骨子

- 特別自治市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理し、事務の移譲、施設、職員等の移管に関しては、県と協議の上定めるものとする。【図9参照】
 - ・ 特別自治市制度は、県を分割して新しい県を作るのではなく、横浜市域において県が実施している事務と横浜市が実施している事務を統合し、横浜市域内の行政サービスを一元的に担うこととして、より効率的な行政や積極的な政策展開ができるようにするものである。
- 特別自治市としての横浜市は、市域内地方税（現行の県税のうち横浜市域部分と市税の全て）を賦課徴収するものとする。
 - ・ 昭和31年に「特別市制度」が廃止された際の大きな理由の一つとして、「大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」というものがあるが、県内における県税額の市町村別構成比と人口の構成比について、昭和25年度においては、横浜市に人口構成比以上の税収が集中していたことを確認できるが、現在では税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致している。【表2参照】
 - ・ また、全国市町村の財政力指数の都道府県別平均についても、神奈川県は1.02で全国2位（1位は愛知県）となっており、横浜市を除いた県内32市町村中20市町村が横浜市よりも財政力指数が高い（平成22年度）。現在、神奈川県内では、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。【表3、4参照】

特別自治市としての横浜市は、希望する近接市町村を合わせた圏域を設定し、定住自立圏の仕組みに準じた近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化していく。また、広域防災や環境対策など広域的な課題解決に支障が生じることのないよう、県との間に法律による協議の場を設置する。【図10参照】

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整、行政運営の効率性と住民自治を両立できる行政区とする。

- ・ 特別自治市が担う行政分野が広範になることから、今まで以上に区への分権及び機能強化を推進する。横浜市の会大都市行財政制度特別委員会報告書における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、適正な区政が行われるよう、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築する。
- ・ また、区政における住民の参画機会の仕組み（例えば、泉区において平成21年度から設置されている地域協議会など地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）や、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。

第4 特別自治市移行に向けた手続等

法律の改正等により特別自治市制度が創設された場合、特別自治市への移行手続に際しては、議会の議決など住民の意見が反映できるような仕組みを設ける。

県内の他市町村の住民が県から受けている行政サービスに大きな変更がないように配慮する。

特別自治市移行に当たっては、県との間に協議の場を設置し、事務移譲及び職員、施設等の移管などについて必要な事項を定める。

第5 特別自治市制度創設までの間の取組

特別自治市制度創設までの間、現行の地方自治制度下においても、二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務については、適正な財源の移譲と事務配分の見直しを基本に、段階的に県と協議を進めていく。

【協議分野例】教育（義務教育）、子育て（幼保）、医療計画、文化、企業助成、職業訓練、都市計画、河川（二級河川等）等

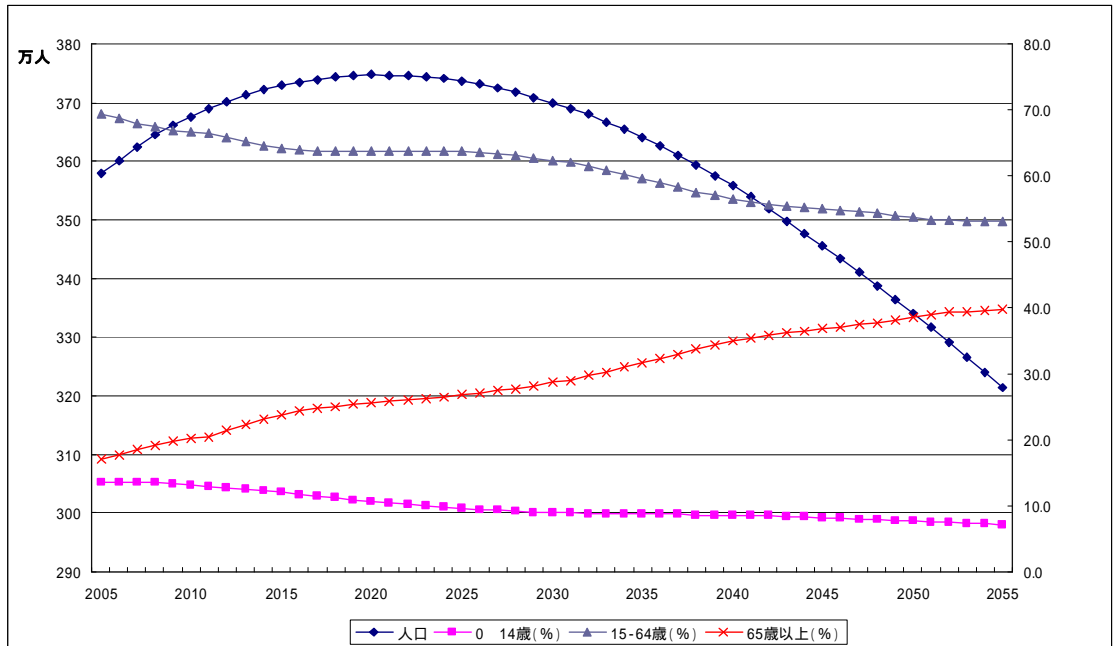
県内市町村等との広域的な連携について、「8市連携市長会議」等を活用し、周辺自治体と意向・ニーズを共有し、水平的連携によって課題の解決に努める。

【連携・協力の分野例】大都市の持つ専門性を活用した連携、経済・産業施策、観光施策、地域医療、災害発生時の支援等、市民利用施設等の相互利用や共同設置、環境対策、治水対策等

8市連携市長会議：横浜市及び横浜市に隣接する7市の市長で構成。平成23年12月に第1回会議を開催。水平的・対等な連携を構築し、広域的な課題解決を進めることで、圏域全体の更なる発展を目指す。

参 考 资 料

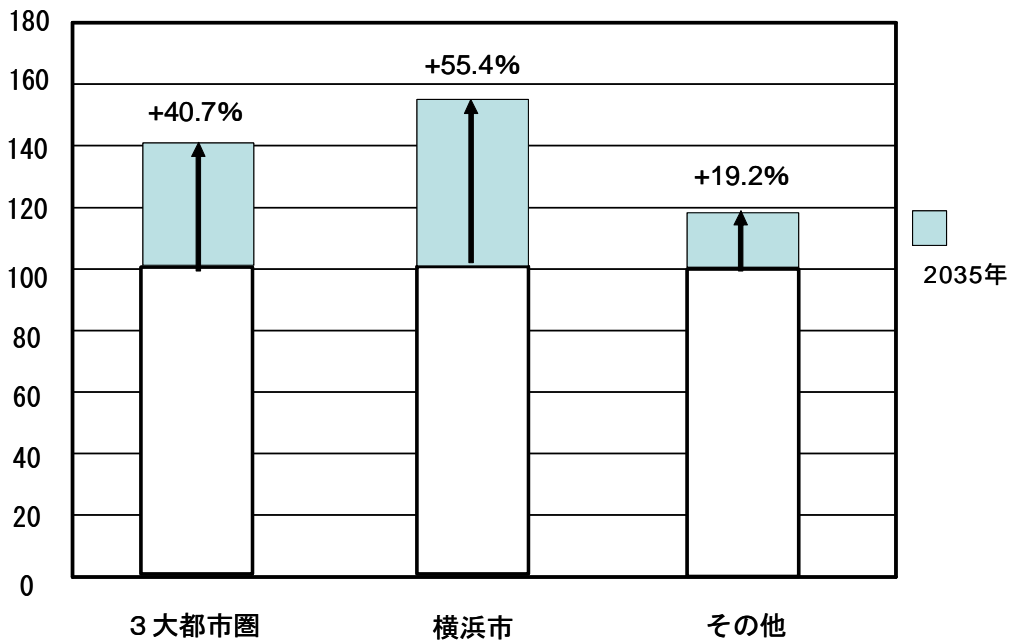
【図1】 横浜市の将来人口推計結果及び年齢3区分別人口割合の推計結果



出典：横浜市将来人口推計（平成17年）を基に作成

【図2】 高齢者人口の推計

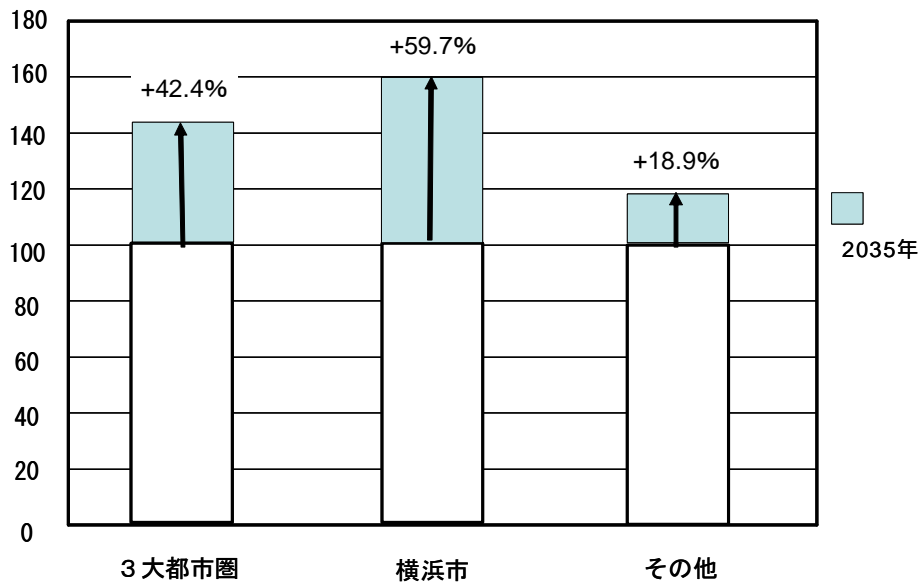
（平成22（2010）年を100とした場合の平成47（2035）年における推定伸び率）



出典：第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料を基に作成

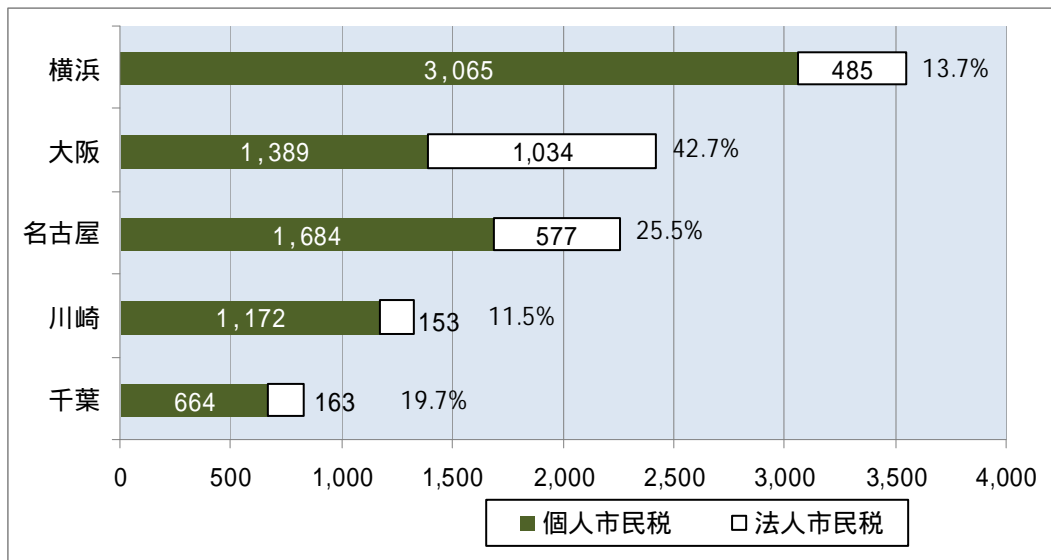
【図3】老人福祉費（高齢者に関する医療、介護その他福祉行政に要する経費）の推計

（平成21（2009）年を100とした場合の平成47（2035）年における推定伸び率）



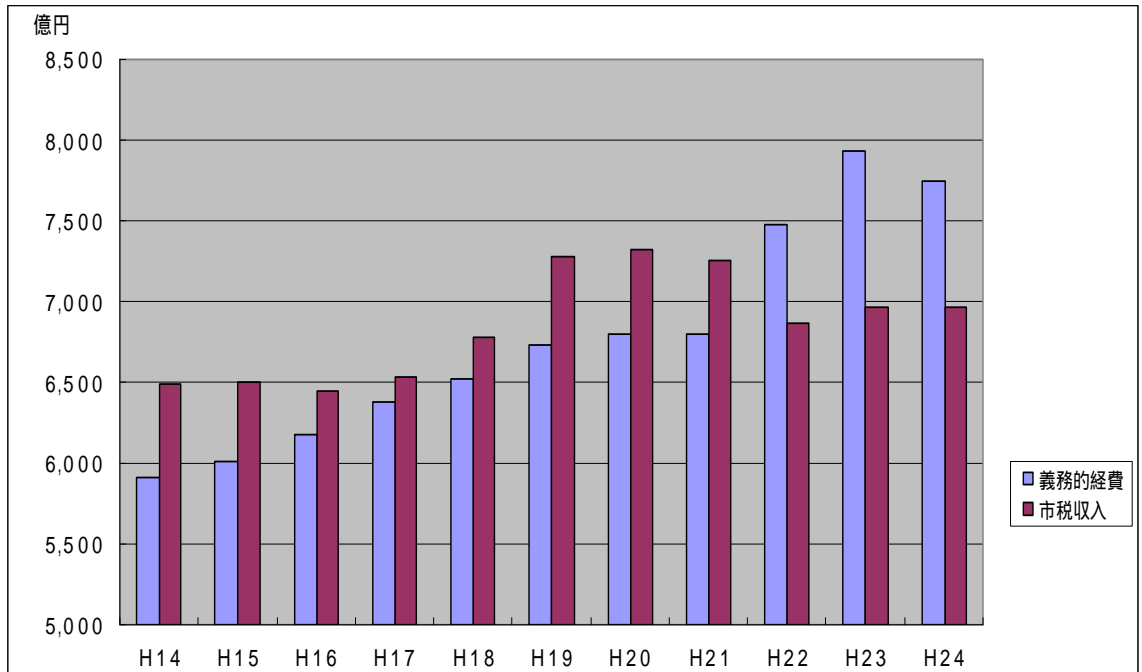
出典：第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料を基に作成

【図4】市民税総額と法人市民税の割合（平成21年度）



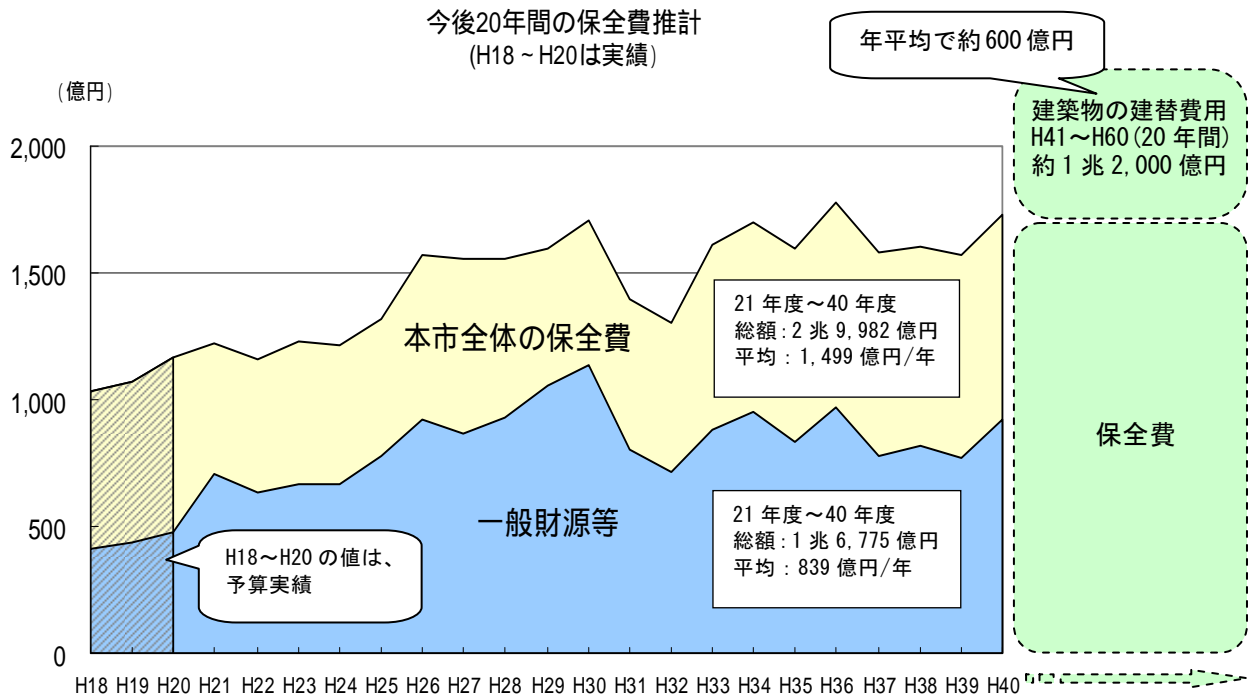
出典：横浜市ホームページ

【図5】横浜市 市税収入及び義務的経費（歳出）の比較



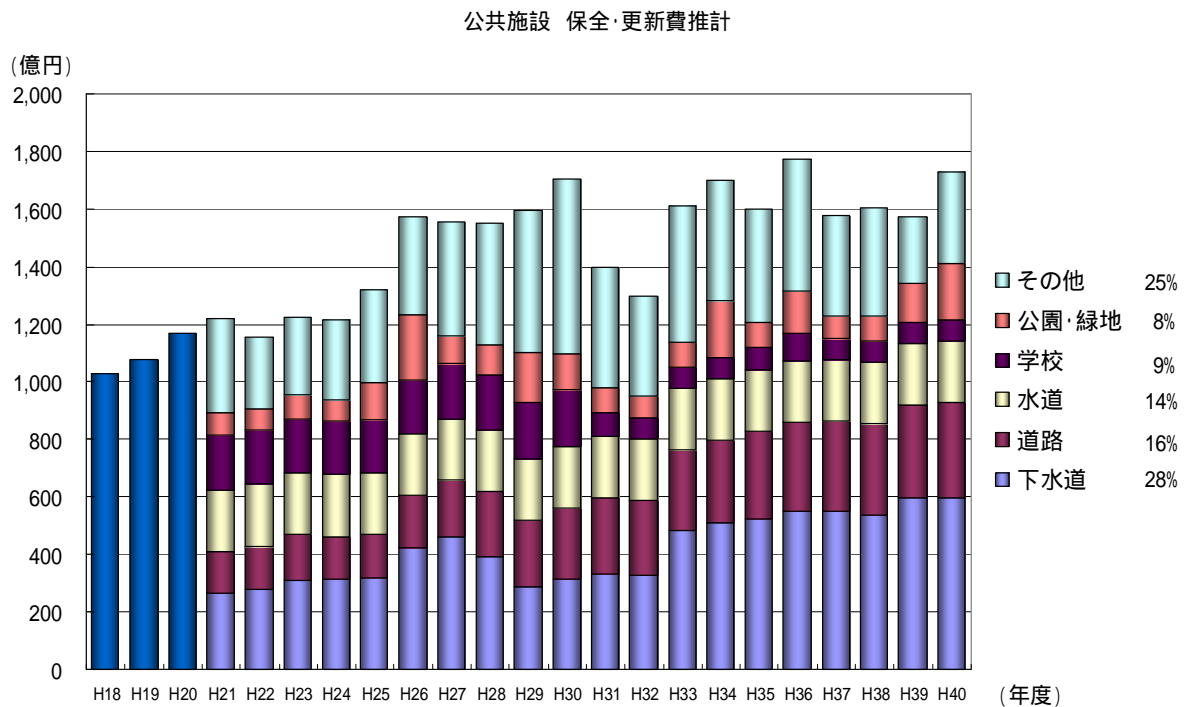
出典：横浜市財政局「ハマの台所事情 平成24年度」（平成24年5月）

【図6】横浜市公共施設の保全費推計



出典：横浜市都市経営局「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」（平成21年3月）

【図7】 横浜市公共施設の保全・更新費推計（分野別）



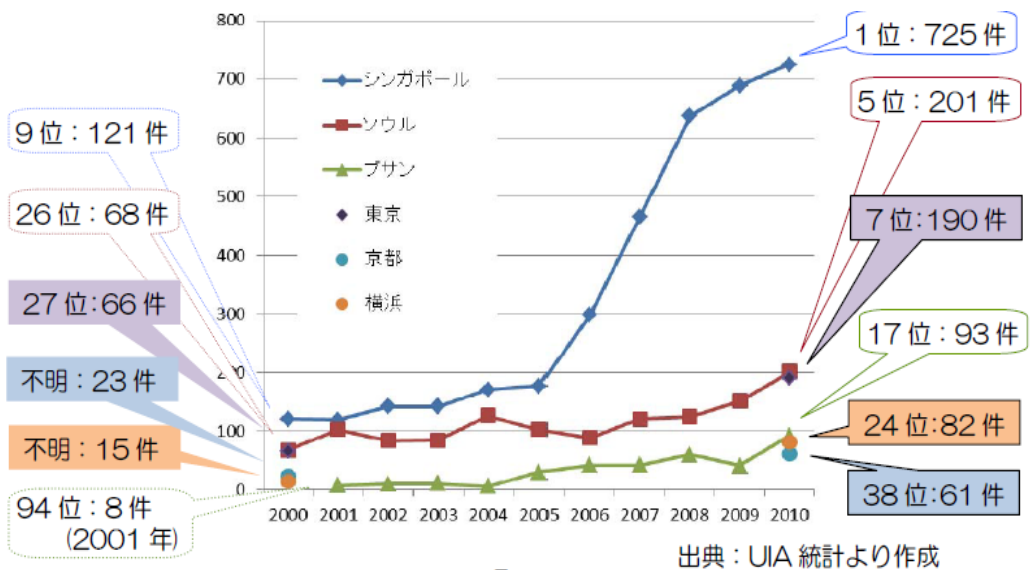
出典：横浜市都市経営局「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」（平成21年3月）

【表1】 主要港の貨物取扱量順位

1980年			2009年（速報値）（単位：万TEU）		
順位	港名	取扱量	順位	港名	取扱量
1	ニューヨーク/ニュージャージー	195	1(1)	シンガポール	2,587
2	ロッテルダム	190	2(2)	上海	2,500
3	香港	146	3(3)	香港	2,098
4	神戸	146	4(4)	深圳	1,825
5	高雄	98	5(5)	釜山	1,195
6	シンガポール	92	6(8)	広州	1,119
7	サンファン	85	7(6)	ドバイ	1,112
8	ロングビーチ	83	8(7)	寧波	1,050
9	ハンブルク	78	9(10)	青島	1,026
10	オークランド	78	10(9)	ロッテルダム	974
12	横浜	72	26(24)	東京	374
16	釜山	63	36(29)	横浜	280
18	東京	63			

() 内は2008年の順位
資料：国土交通省港湾局

【図8】 国際会議開催件数の伸び



出典：UIA 統計より作成
 出典：横浜市MICE機能強化検討委員会
 「国際競争力あるMICE拠点都市の確立を目指して」(平成24年3月)

【図9】 特別自治市の担うべき事務について

(指定都市市長会「新たな大都市制度創設に関する指定都市の提案」(詳細版)平成23年7月)



【表2】 県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）

	県税構成比（%）	人口構成比（%）	構成比差引（%）
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.9
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21

出典：神奈川県「県税統計書」、国勢調査人口を基に作成

【表3】 全国市町村の都道府県別財政力指数（平成22年度）

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	1.04	17	富山県	0.58	33	大分県	0.41
2	神奈川県	1.02	18	京都府	0.58	34	長崎県	0.39
3	静岡県	0.86	19	広島県	0.58	35	和歌山県	0.38
4	埼玉県	0.83	20	香川県	0.58	36	熊本県	0.37
5	東京都	0.80	21	山口県	0.57	37	山形県	0.35
6	千葉県	0.77	22	新潟県	0.55	38	鳥取県	0.35
7	大阪府	0.77	23	石川県	0.54	39	宮崎県	0.35
8	茨城県	0.75	24	佐賀県	0.54	40	沖縄県	0.34
9	栃木県	0.75	25	宮城県	0.53	41	青森県	0.33
10	滋賀県	0.75	26	福岡県	0.53	42	岩手県	0.33
11	三重県	0.65	27	福島県	0.47	43	秋田県	0.31
12	群馬県	0.64	28	愛媛県	0.45	44	島根県	0.28
13	兵庫県	0.63	29	岡山県	0.44	45	鹿児島県	0.28
14	岐阜県	0.62	30	徳島県	0.43	46	北海道	0.26
15	福井県	0.61	31	長野県	0.42	47	高知県	0.25
16	山梨県	0.60	32	奈良県	0.42		全国市町村平均	0.53

出典：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

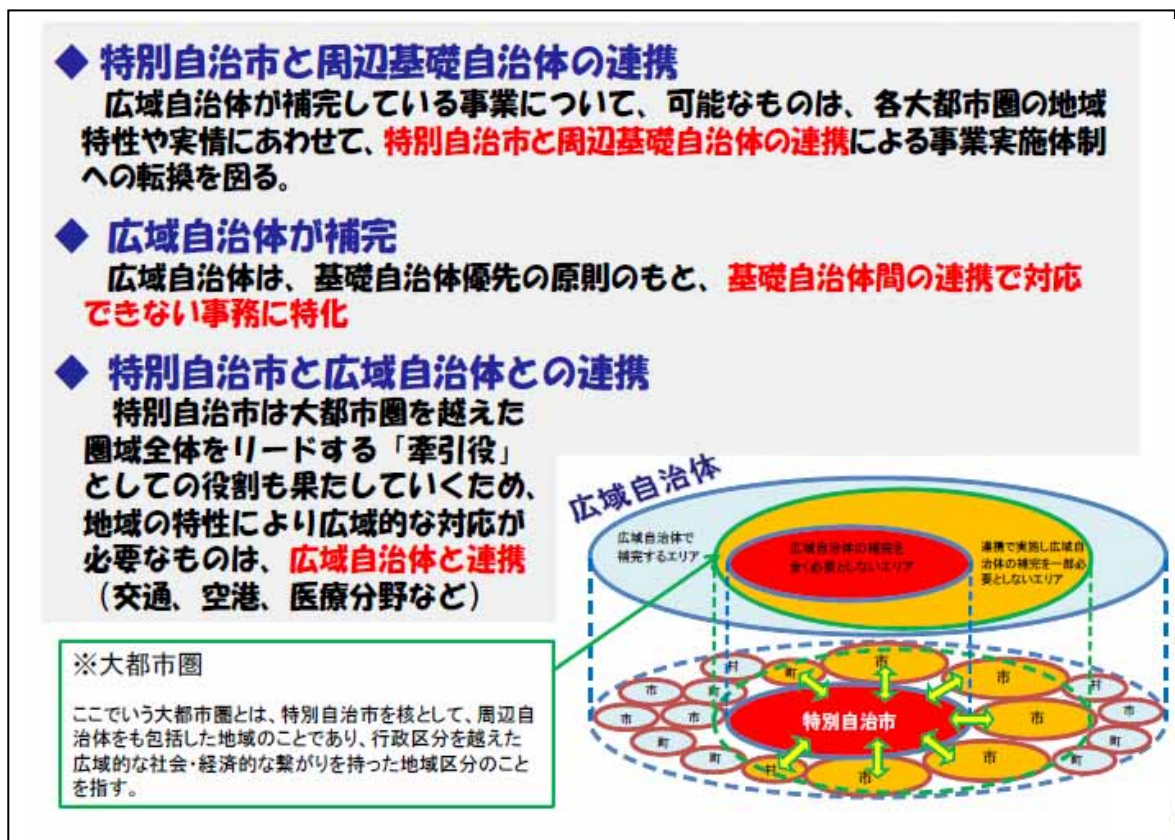
【表 4】 神奈川県内市町村財政力指数（平成 22 年度）

市町村名	財政力指数	市町村名	財政力指数	市町村名	財政力指数
横浜市	1.00	秦野市	0.98	二宮町	0.82
川崎市	1.07	厚木市	1.31	中井町	1.21
相模原市	1.03	大和市	1.04	大井町	1.06
横須賀市	0.85	伊勢原市	1.09	松田町	0.73
平塚市	1.07	海老名市	1.16	山北町	0.70
鎌倉市	1.16	座間市	0.93	開成町	1.06
藤沢市	1.11	南足柄市	1.07	箱根町	1.60
小田原市	1.04	綾瀬市	1.02	真鶴町	0.59
茅ヶ崎市	1.02	葉山町	0.99	湯河原町	0.76
逗子市	0.90	寒川町	1.17	愛川町	1.15
三浦市	0.74	大磯町	0.94	清川村	1.16

出典：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

【図 10】 大都市圏における連携

（指定都市市長会「新たな大都市制度創設に関する指定都市の提案」（概要版）平成 23 年 7 月）



横浜市

政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1